# 「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

【勧告先】農林水産省、環境省 【勧告日】平成24年10月30日

【回答年月日】農林水産省 平成25年6月24日 平成25年6月20日 環境省

# 1 調査概要

鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害 が全国に及び、深刻な地域も発生(平成23年度の全国の被害:被害金額約230億円、被害量約71万トン) 本行政評価・監視は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減 する観点等から、国、地方公共団体における被害防止対策の実施状況等を調査し、下記のような事項を勧告 この勧告に対し、農林水産省及び環境省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

# 2 主な勧告事項及び農林水産省、環境省が講じた改善措置状況

(1) 鳥獣被害防止対策の効果的な実施

# 勧告事項

- 市町村における被害防止計画策定に必要な きめ細かな生息調査の実施 推進のための鳥獣 被害防止総合対策交付金の活用、技術的助言等 [農水省·環境省]
- 【調査結果】定期的に生息調査を実施する都道府県の 中には、予算の制約、専門性の不足等で、き め細かな調査が困難とするものあり
- ② 農作物等の被害状況について、的確な把握が 行われるよう支援 [農水省]

【調査結果】市町村等の被害状況調査の精度が区々

- ③ 生息状況・被害状況に基づく、的確な被害防 止計画策定(被害削減目標・捕獲計画数の設定 等)のための助言等 「農水省]
  - 【調査結果】 鳥獣の生息数や被害状況等の根拠がな いまま捕獲計画数を設定し、過大・過少とな っているものなどあり
- ④ 複数の市町村・都道府県による 広域的な取 組の支援を強化 [農水省・環境省]
- 【調査結果】市町村の区域をまたがるニホンザルの 個体群について、関係市町村が連携せず個 別に行った対策の結果、群れが分裂し、被 害地域が拡大している例あり

- ① 平成 25 年度から 都道府県の生息調査等を交付金 の支援対象 (交付金実施要綱等に規定) [農水省] 生息状況調査手法等についての知見等を 鳥獣種類 別の「保護管理に関するレポート」に取りまとめ、 都道府県に周知「環境省]
- ② 平成 24 年度被害状況調査から、的確な調査方法 や調査結果の活用方法などの留意事項を作成し、周 知[農水省]
- ③ 鳥獣被害対策の実務者向けマニュアルの作成・周 知により、生息状況、被害実態に合った被害防止計 画策定を推進。また、農水本省・地方農政局に 被害 防止計画の作成指導等のための要員(8人)を新規 配置[農水省]
- ④ 都道府県が行う広域捕獲活動等の 広域的取組を 交付金の対象とする など支援強化 [農水省]

広域的な取組を進めるための 広域的指針の作成 に、地方環境事務所が、地域の実情に応じ必要な 対策(複数都道府県による広域協議会の事務局とな るなど)を実施 [環境省]

# (2) 鳥獣保護・管理の的確な実施等

#### 勧告事項

国、都道府県及び市町村における鳥獣捕獲許 可申請及び審査について、申請様式の見直しと 併せ、適正な審査の実施を助言・指導 [環境省]

【調査結果】狩猟免許の保有状況等を確認することが できない申請様式あり。また、国(地方環境 事務所)や市町村の許可審査が不適切な状 況(無許可の捕獲等)あり

# 回答

平成25年3月29日に環境省自然環境局長通知を 改正(申請様式(許可申請者名簿)に狩猟免許の種 類、番号等の記入欄を追加 ) し、地方環境事務所及 び都道府県に周知

また、適正な許可申請・審査についての指導を都 道府県に要請(平成25年4月25日付け通知) [環境省]

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

# 「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

# 【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成23年9月~24年10月

2 調査対象機関 国家公安委員会(警察庁)、文部科学省(文化庁)、農林水産省、環境省、地方公共団体等

【勧告日及び勧告先】 平成24年10月30日 農林水産省、環境省

【回答年月日】 平成25年6月20日~25年6月24日

農林水産省 平成25年6月24日 環境省 平成25年6月20日

# 【調査の背景事情】

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国に及び、深刻な地域も 発生(平成23年度の全国の被害:被害金額約230億円、被害量約71万トン)
- 国は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。)に基づき、都道府県が特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)(注)等を作成して行う、鳥獣の捕獲等による適切な個体数管理、農林水産業に係る被害の防除対策等を支援(環境省)
  - (注) 特定の鳥獣 (シカ・サル等) の個体数管理、被害防除をするため都道府県が作成する計画
- また、国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法」(平成19年法律第134号。以下「特別措置法」という。)(注)に基づき、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止対策を総合的、効果的に行うための各種支援・指導を実施(農林水産省)
  - (注)特別措置法は、平成19年に施行。平成24年3月31日に、被害防止施策の効果的な推進に資するため、捕獲等に関わる人材の確保措置、住民(人的)被害への対処などの新たな対応を盛り込んだ一部改正が行われ、同年6月30日から施行
- その一環として農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、平成23年度には、緊急的な鳥獣被害防止の取組に対し、鳥獣 被害緊急総合対策事業による支援を実施
- この行政評価局調査は、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等から、国、地方 公共団体等における被害防止対策の実施状況等を調査

- 1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施
- (1) 効果的な被害防止計画の作成等

# (勧告要旨)

農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策の計画的かつ効果的な実施を推進する観点から、市町村が作成する被害防止計画の的確化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

主な勧告事項

- ① 市町村が作成する被害防止計画の基礎となる、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息状況や生息環境を把握するための生息調査の実施を推進するため、次の措置を講ずること。
  - i) 都道府県が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、総合的な被害防止対策の一環としての生息調査等を実施できるようにすること。(農林水産省)
  - ii) 都道府県が実施する生息調査において、対象鳥獣の生息域や行動範囲に 応じたきめ細かな調査や鳥獣の生息動向に応じた調査データの更新など が適切に実施されるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと。 (環境省)

#### (説明)

# ≪制度の概要≫

- 国及び地方公共団体は、被害防止対策を総合的、効果的に実施するため、鳥 獣の生息数を的確に把握する必要(特別措置法)
- 鳥獣被害総合対策交付金の対象となる生息調査の事業主体は、市町村等で構成される協議会とされ、都道府県は適用対象外

# ≪調査結果≫

- 鳥獣被害防止対策の前提となる生息調査が不十分 都道府県は特定計画の作成等のため、おおむね5年ごとの生息調査、経年的 なモニタリング調査を実施。しかし、
  - i) 都道府県の予算の制約で経年的な生息調査ができない例(山形県内)
  - ii) 既往の生息調査では、適当な単位ごとの詳細な生息状況が示されていないなどのため、被害防止計画の作成に活用できない例(愛知県内) などあり

→:「回答」時に確認した改善措置状況

#### (農林水産省)

→ 平成 25 年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、都 道府県が実施する生息調査等についても支援対象にすることとし、 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」に、その旨を規定

#### (環境省)

→ 平成 25 年 1 月から 2 月にかけて、特定鳥獣 (シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ)の保護管理に関する専門家による検討会を種ごとに開催し、勧告事項にも留意し、生息状況等に関する調査の手法や調査データの活用方法についての最新の知見や事例を「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、25 年 3 月 22 日に都道府県に周知また、「『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について」(平成 25 年 4 月 25 日付け自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長通知)を発出し、都道府県に対し、上記レポートを活用して鳥獣被害対策の前提となる生息調査の実施と特定計画への反映を要請

なお、平成 25 年 2 月 19 日及び 20 日に、20 都道府県及び 4 市町村の鳥獣行政担当者等を対象に実施した「平成 24 年度鳥獣保護管理の先進事例に関する研修会」において、特定鳥獣の保護管理に関する生息調査等の必要性の周知や調査手法の専門家による紹介を実施

# (勧告要旨)

② 農林水産省は、被害防止計画の作成に必要な鳥獣による農作物被害の実態を的確に把握するため、都道府県及び市町村において過度な負担とならない程度に、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害金額等の算出が的確に行われるよう支援すること。

また、農林水産省(水産庁)は、カワウによる漁業被害の実態を的確に把握し、市町村が被害防止計画等に活用できるようにするため、漁業被害金額等の合理的な算定方法を開発し、都道府県及び市町村に示すこと。

# (説明)

# ≪制度の概要≫

- 農林水産省は「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年、全国の市町村に依頼し被害状況を調査(注)
  - (注)農作物の被害面積、被害量及び被害金額を、農家からの聞き取り、アンケート調査等に より把握

### ≪調査結果≫

- 農林水産省は、毎年、全国の市町村を通じて被害状況の調査を実施。しかし、
  - i) 3割以上の被害があった場合には、全作付面積を被害面積とし、それに加えて、3割未満の被害については、当該作付面積の6割を被害面積と推定しているため、実際の被害より過大に算定される可能性が高い例(広島県内)
  - ii) 調査要領では、農業共済組合への照会や現場確認等複数の方法により被害 状況の検証を行うことが求められているが、農家へのアンケート等の単一の 手法で把握し、検証を行っていない市町村が多数(22 調査対象市町村のうち 11 市町村)
  - iii) カワウの漁業被害について、水産庁は合理的な被害の算定方法や調査方法 を明示しておらず、過大な被害が報告されている例(滋賀県内) あり

#### (農林水産省)

→ 野生鳥獣による農作物被害状況調査において、都道府県及び市町村による被害状況の把握がより的確に行われるよう、「平成24年度野生鳥獣による農作物の被害状況報告について」(平成25年3月25日付け24生産第3175号生産局長通知)の別紙として、調査方法の趣旨や考え方、調査事例などを盛り込んだ「野生鳥獣による被害状況調査に当たっての留意事項等」(注)を作成し、地方農政局等を通じて各都道府県に周知

#### (注) 留意事項のポイント

- ・ 調査結果の活用方法
- 被害防止計画(被害軽減目標の設定等)の策定と進捗管理、目標達成状況の 評価、侵入防止柵等の費用対効果分析、都道府県の特定計画における個体数 管理の目標設定等に活用
- ・ 被害を与える鳥獣種の特定方法等 加害鳥獣の足跡、食痕等を利用した特定、周辺地域での被害状況・鳥獣の出 没頻度・目撃数等の情報を根拠とした、被害を与えた鳥類の同定方法、被害デ ータの按分方法等
- 的確な調査方法
- 聞き取り調査に当たっての客観資料等との照合の実施、特に、農業共済の データを活用する場合の留意(被害を受けた作付面積と実被害面積との峻別 等)、被害算定の根拠資料の保管の徹底等
- ・ 調査結果の集計・報告上の留意点 市町村及び都道府県における集計に際しての報告数値の整合性等の確認・ 検証の実施、被害の特徴や原因等の把握等

# (水産庁)

→ 市町村が被害防止計画等に活用できるよう、カワウによる漁業被害を的確に把握するための合理的な算定方法(従来の計算方法に加えて、漁協規模按分係数(注)を乗じる手法)を、カワウ被害防止対策事業検討委員会における有識者からの意見を踏まえて作成し、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成におけるカワウによる漁業被害金額の算定方法について」(平成25年5月14日付け25水推第132号水産庁長官通知)により、各都道府県を通じて関係市町村に周知

(注)「漁協規模按分係数」とは、カワウの広域的な被害量から市町村ご との被害量を算定するために用いられる按分係数で、漁協ごとの鮎等 の放流量、遊漁料収入等を基に算出するもの。

なお、上記水産庁長官通知で示された計算方法のうち、この漁協規 模按分係数を乗じる手法を調査事例に当てはめて当省が試算した結 果では、被害金額はおよそ半減する計算となる。

# (勧告要旨)

③ 農林水産省は、被害防止対策の内容が、過去の捕獲の実績、的確な生息状況や被害状況を踏まえた妥当なものとなるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。

また、被害防止計画の捕獲計画と特定計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。

環境省は、市町村との連携により特定計画における保護管理の目標数と実施計画及び被害防止計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、都道府県に対し、特定計画における捕獲目標数の設定、変更について、必要な技術的助言を行うこと。

#### (説明)

# ≪制度の概要≫

- 市町村は、被害防止施策を総合的・効果的に実施するため、単独又は共同して被害防止計画を作成。市町村は被害防止計画の作成・実施に当たり、特定鳥獣の適切な保護管理のために都道府県が作成する特定計画との整合性が保たれるよう、鳥獣の生息状況等に十分留意(特別措置法)
- 被害防止計画には、対象地域の鳥獣の生息状況や被害発生時期等の被害の現 状を踏まえた上で、目標年度における被害金額等の被害軽減目標を設定。また、 その被害軽減目標を達成するために必要な実施体制、捕獲計画、侵入防止柵の 設置等の被害防止対策を設定
- 都道府県は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定計画を作成・変更(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針)

# (農林水産省)

- → 鳥獣の生息状況や被害状況等を把握した上での効果的な対策の実施、被害防止計画と特定計画との整合性の確保について、特別措置法及び特別措置法に基づく被害防止基本指針を踏まえ徹底されるよう、平成25年2月4日に開催した「鳥獣被害対策全国会議」(全都道府県から約90名参加)において、都道府県担当者等に対して、勧告の趣旨と勧告を踏まえた対応方針を周知し、当該方針に基づき次の措置を実施
- ① 平成 25 年 3 月に鳥獣被害対策の実務者向けマニュアルとして取りまとめた「イノシシ被害対策の進め方~捕獲を中心とした先進的な取り組み」(47 都道府県の鳥獣対策担当や普及担当のほか、イノシシによる被害があると考えられる 953 市町村等に配布)において、詳細な生息状況の把握が難しいイノシシについて、生息状況調査に基づいた被害対策手法の効果検証事例を紹介するなど、勧告を踏まえて、イノシシの生態・生息状況や被害実態にかなった効率的な対策の実施を強調
- ② 専門的な知識・経験を有する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを利活用して市町村等が適切な被害防止計画の作成及びその実施ができるよう、地域からの要請に応じて最適なアドバイザーを紹介する取組を一層推進

また、平成25年度から、農林水産省本省及び7地方農政局に、市町村等における被害防止計画の作成・見直し等の指導等に従事する要員(8名)を配置

# ≪調査結果≫

- 鳥獣の生息数や被害状況等によらず、具体的な根拠がないまま捕獲計画数を 設定しているため、
  - i) 捕獲計画数の2.5倍の捕獲を実施しても被害金額が大幅に増加しており、 捕獲計画数が過小なものとなっていると考えられる例(愛知県内)
  - ii) 隣接村の捕獲計画数を参考に捕獲計画数を設定しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標となっている例(沖縄県内) あり
- 都道府県と市町村の連携が不十分なことなどにより、県の特定計画が市町村 にとって整合性を図りやすいものとなっておらず、
  - i)関係市町村の被害防止計画の捕獲計画数の合計が、県内全体の捕獲目標を 定めた特定計画の約2倍と乖離している例(愛知県内)
  - ii) 同一の群れを複数の市町村が捕獲計画に重複して計上しており、特定計画 との整合が十分取れていない例(山形県内) あり

#### (勧告要旨)

④ 農林水産省は、被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、改善計画 の作成や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ず ること。

また、農林水産省は、都道府県が市町村等からの事業等の実施状況報告により的確な指導を行えるよう、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断する場合の具体的な基準及び指導方法を都道府県に示すこと。

# (説明)

# ≪制度の概要≫

○ 市町村は、被害防止計画の実施状況を都道府県に報告(特別措置法)、また、計画の評価結果を都道府県に報告し、都道府県は、被害軽減目標の目標達成率70%未満の場合等には、改善計画の作成等の指導を実施(鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等)

# ≪調査結果≫

- 都道府県の市町村に対する指導について、その具体的基準や方法等が農林水 産省から示されていないことなどを理由として、
  - i)被害防止計画の目標年度が終了し、評価が行われた13市町村等のうち9市

#### (環境省)

→ 平成 25 年 1 月から 2 月にかけて、特定鳥獣(シカ、イノシシ、サル、クマ及びカワウ)の保護管理に関する検討を行う専門家会議を種ごとに開催し、勧告事項にも留意し、特定計画の目標数と被害防止計画の捕獲目標の整合の必要性やその効果等に関する最新の知見や事例、市町村との連携の重要性について「保護管理に関するレポート」として取りまとめ、25 年 3 月 22 日に都道府県に周知

また、平成25年4月25日に「『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について」(前出通知)を発出し、都道府県に対し、上記レポートを活用して特定計画の捕獲目標の適切な設定と必要に応じた変更や特定計画と市町村が作成する被害防止計画との連携を要請

# (農林水産省)

→ 平成 25 年度の「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領」に おいて、事業実施地区の事業評価の結果が、被害防止計画に定められ た目標の見直し等に反映されるよう規定

また、被害防止計画の被害軽減目標の達成が見込まれないと判断された場合の市町村に対する改善計画の作成等の指導が適切に行われるよう、被害防止対策の実施状況や目標達成状況についての点検事項を示した指導文書(「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」(平成25年5月29日付け25生産第755号生産局農産部農業環境対策課長通知))を発出し、各地方農政局等を通じて全都道府県に周知

町等が被害軽減目標を未達成。しかし、必要な改善計画の作成の指導が未実 施の例

ii) 目標の達成状況の評価結果が、次期計画に反映されていない例 あり

#### (2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施

#### (勧告要旨)

農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策を適切かつ効果的に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を効果的かつ効率的に運営するため、市町村等において、交付金事業による侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、都道府県に対し指導すること。
- ② 農林水産省は、複数の市町村における広域的な対策を一層推進するため、 関係市町村が共同して行う広域的な被害防止計画の作成等の取組の支援を強 化すること。

また、環境省は、関係都道府県との連携による広域的な指針の作成が円滑に進むよう、地域の実情に応じ必要な技術的助言を行うこと。

#### (説明)

# ≪制度の概要≫

- 侵入防止柵の設置について、事業実施主体は、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営。これに対し都道府県は、当該事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体を指導及び監督(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領)
- 隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努めることとされ、国は市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に関して都道府県とも連携しながら技術的な支援等を実施(鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)

# ≪調査結果≫

- 電気柵に隣接して樹木等があるため、サルの侵入・脱出が可能であるとみられ、設置効果が十分発揮されないおそれがある例(青森県内)
- 市町村の区域をまたがるニホンザルの個体群について、関係市町村が連携せ

#### (農林水産省)

- →① 鳥獣被害防止総合対策交付金事業で整備された侵入防止柵の設置及び管理が適切に行われるよう、平成 25 年度の交付金実施要綱・要領の通知と併せて、平成 25 年5月 29 日に「鳥獣被害防止総合対策の指導の徹底について」(前出通知)を発出し、事業実施状況報告の点検において、侵入防止柵の設置及び管理運営に関する事項の点検や侵入防止柵を整備した地区における被害軽減実績の把握等を行うよう、各地方農政局等を通じて全都道府県に徹底
- ② 平成 25 年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業において、 都道府県が複数市町村と連携して実施する広域的取組について も、新たに支援対象とすることにより、複数市町村による広域的 な被害防止計画の作成等の取組の支援を強化

また、地方農政局をあっせん仲介役として、都府県にまたがる広域的取組について、複数の都道府県及び市町村の関係者で構成される広域協議会が被害軽減に有効であることや、予算上も優遇されることを説明するなど、関係機関へ働きかけを行う予定

# (環境省)

→ 平成 25 年 2 月 18 日及び 19 日開催の地方環境事務所等担当者会議において、関係する都道府県との連携による広域的な指針の作成を円滑に進めるため、例えば地方環境事務所が広域協議会の事務局となるなど、地域の実情に応じて必要な対策を講ずるよう指示

ず個別に行った対策の結果、群れが分裂し、被害地域が拡大している例など、 市町村が連携して広域的な対策を進める必要がある例(青森県内、山形県内ほ か2県等) あり

#### 2 鳥獣保護・管理の的確な実施等

# (勧告要旨)

環境省は、鳥獣の保護及び管理を適切に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 鳥獣の捕獲許可について、都道府県から捕獲許可権限を委譲された市町村において、鳥獣の捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう、都道府県に対し助言を行うこと。

また、審査において、申請者の適格性を確実に確認できるよう、許可申請添付資料の様式の見直しなどの必要な措置を講ずること。

さらに、国指定鳥獣保護区内で許可した鳥獣の捕獲結果について、必要に 応じ特定計画に基づく保護管理を行う都道府県に対し、情報提供すること。

② 都道府県において、特定計画の評価結果として分かりやすく公表されるよう、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図ること。

#### (説明)

# ≪制度の概要≫

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止の目的(有害鳥獣捕獲)、特定鳥獣の 数の調整の目的(個体数調整)等で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、捕獲許可 申請を行い、都道府県知事(国指定鳥獣保護区内の捕獲等は環境大臣)の許可が 必要(鳥獣保護法)
- 都道府県知事の許可事務は、条例に基づき市町村長に委譲可能。市町村が被害防止計画に許可権限委譲事項(有害鳥獣捕獲)を定め、知事の同意を得た場合にも委譲可能。この場合、知事は、鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き同意(特別措置法)
- 捕獲許可権限を委譲された市町村長は、法令や特定計画等に従った適切な業務施行に努める必要あり(鳥獣保護法、同法施行規則、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針)
- 都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、権限 を委譲した市町村に対し、必要な指示が可能(鳥獣保護法)

# (環境省)

→① 平成 25 年 4 月 25 日に「『鳥獣被害防止対策に関する行政評価・ 監視結果に基づく勧告』を踏まえた対応について」(前出通知)を 発出し、鳥獣の捕獲許可申請者の適格性の確認及び審査の徹底、 許可された捕獲数を超える捕獲が生じないよう許可権限を委譲し た市町村への助言などについて、都道府県に対し周知

また、平成25年3月29日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」(平成24年3月30日付け環境省自然環境局長通知)を改正し、許可申請添付資料の様式(許可申請者名簿)に、狩猟免状を受けている場合の種類、免許を与えた知事名、番号及び交付年月日を追記

さらに、平成24年11月以降開催された各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議や、25年2月18日開催の「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、国指定鳥獣保護区における捕獲数など国が有するデータの提供・活用について周知

② 上記の平成 25 年 4 月 25 日付け通知により、計画策定時に行われている特定計画の評価の結果が分かりやすく公表されるよう、 都道府県に要請。今後も、各種機会を利用して、鳥獣保護基本指針の趣旨の徹底を図る予定

○ 都道府県は特定計画が終期を迎えたとき等において、設定された目標の達成 度や事業の効果等について評価を行い、評価結果の概要を公表(鳥獣の保護を 図るための事業を実施するための基本的な指針)

#### ≪調査結果≫

- 権限を委譲されている市町村において、当該市町村長が自ら申請者となって 捕獲許可が与えられているが、許可数を超える捕獲について、改めて申請が行 われることなく捕獲が行われている例(愛知県内ほか2県内)
- 特定計画では、ニホンザルについて、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で捕獲することとされ、個体数の年増加率を踏まえ、年間の有害鳥獣捕獲の上限を生息数の 10%と定めているが、権限が委譲されている市では、有害鳥獣捕獲の許可上限を上回る頭数を捕獲している例(滋賀県内)
- 環境省が定めている許可申請者名簿(様式)には狩猟免許に関する記載欄がなく、狩猟免許の保有状況等を確認できないため、狩猟免許に係る確認をしないまま許可を与えている例(近畿地方環境事務所)
- 「評価結果の概要」として次期特定計画と別個の形で公表している道県はなく、前期計画の評価結果を踏まえて次期計画の中に盛り込んで記載している例 などあり

3 被害防止技術の適切な普及の推進等

# (勧告要旨)

農林水産省及び環境省は、被害防止対策を実施する市町村等に対する被害防止技術の適切な普及を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 環境省は、鳥獣保護基本指針等に基づき鳥獣の保護管理及び被害防止対策 に関する専門的知識、技術を有する人材をより有効に活用する観点から、人 材登録事業の情報提供方法を見直すこと。

また、農林水産省は、被害防止対策において、より一層人材の活用が進むよう、専門的知識、技術を有する人材に係る情報をきめ細かく提供するよう見直すこと。

② 農林水産省(水産庁)は、有害生物被害軽減実証事業及び鳥獣被害防止総

# ① (環境省)

→ 平成24年11月以降開催された各地域の都道府県の鳥獣保護行政担当者会議や、25年2月18日開催の「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、改めて人材登録事業の紹介を行うとともに、農林水産省と連携し、25年4月1日付けで、両省のホームページに相互リンクを設定

また、平成25年7月を目途に、登録されている専門家が農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーであればその旨を記載する等、登録情報の見直しを予定

合対策交付金事業を活用して実施したトド被害防止に係る取組について、追い払いや捕獲等の対策が必要な関係市町村及び漁業協同組合に対し、効果のあった追い払い方法、捕獲の事例等を積極的に情報提供することにより、被害防止対策を推進すること。

#### (説明)

#### ≪制度の概要≫

- 環境省は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する 技術者(鳥獣保護管理プランナー等)を登録し、地方公共団体等の要請に応じ て登録者を紹介(鳥獣保護基本指針等)
- 農林水産省は、野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び 経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し助言等を行うことができ る者を農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーとして登録し、地方公共団体等の 要請に応じ紹介(特別措置法及び被害防止基本指針等)
- 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、 鳥獣による被害の原因を究明するとともに、被害の防止に関し、調査研究及び 技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を実施(特別措置法)

# ≪調査結果≫

- 環境省の人材登録事業の利用申請数は、平成20年度から22年度までで計10件と少ない状況。また、調査対象22市町村等のうち5市町村では、環境省の人材登録事業を承知していない状況
- トドの追い払い対策の効果について、各漁業協同組合等への情報提供が十分 に行われていない、又は効果的な捕獲対策に関しての情報提供が十分に行われ ていない状況

# 農林水産省及び環境省が講じた改善措置状況

#### (農林水産省)

→ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度が一層利活用されるよう、環境省と連携し、両省のホームページに相互リンクを設定

また、両省の人材登録制度に登録されているアドバイザーについては、平成25年3月、その旨をホームページのアドバイザー登録者一覧に掲載するとともに、その活動実績を随時掲載するなど、きめ細かな情報提供となるよう変更

# ② (水産庁)

→ 勧告を踏まえ、平成 25 年 5 月 14 日付け水産庁事務連絡「過去に実施したトドの追い払い方法等の情報提供について」で北海道庁、漁協系統を通じ、情報を必要としている市町村及び漁業協同組合に、追い払い等の被害防止手法別の効果検証に係る情報を提供

今後も被害防止に必要な情報については、適宜、関係市町村及び漁 業協同組合に提供していく予定